

議案第81号

松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定
について

松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

高額介護サービス費等貸付の実績がなく今後も利用が見込まれないことから当該貸付事業を廃止することに伴い、当該貸付事業の基金も廃止するため。

松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例

松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例（平成12年松戸市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市高額介護サービス費等貸付基金条例

(設置)

第1条 高額の介護サービス費等を支払う者に生活の安定を図る資金(以下「資金」という。)を貸し付けるため、松戸市高額介護サービス費等貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、10,000,000円とする。

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号)第51条に規定する高額介護サービス費及び同法第61条に規定する高額介護予防サービス費(以下「高額介護サービス費等」という。)の償還を受けることができる者で、規則で定める要件を備えているものとする。

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額は、1,000円を単位とし、高額介護サービス費等の額の100分の90の範囲内において申請した額とする。

(返還等)

第5条 資金の貸付けを受けた者は、市長が貸付けの際に付した条件に違反してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者及び不正な手段により資金の貸付けを受けた者に対し、既に貸し付けた資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項の規定により貸付けを受けた資金の返還を命じられた者については、規則で定めるところにより違約金を徴収する。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して処理する。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。